

### 30. (Gno.76) オーストリア共和国法の比較法的研究

代表：鈴木 博人

2016/02/16 (承認) 2016 年度 (開始)

#### 【研究の目的】

日本では、ドイツ法との比較法研究は広範かつ深く行われている。これに対して、ドイツ語圏の他の諸国についての研究は必ずしも十分に行われているとは言えない。本研究では、同じくドイツ語圏とはいいながら、ドイツ法とは異なる多くの要素をもつオーストリア法について、公法・私法の枠組を超えて総合的に研究することにより同国法の情報を広く収集するとともに、ドイツ法等も視野に入れた日本法との比較法研究を行う。

#### 【研究活動及び成果】

##### 総括

オーストリア法に関する文献資料の収集を行った。日本比較法研究所の資料部会でもオーストリア法関連の記念論文集、立法紹介関連書籍が収集されており、2020 年度においては、本共同研究グループでは商法・私法関連の文献を中心に収集した。

なお、日本比較法研究所では、マンツ社(Manz Verlag)の法律データベース(Rechtsdatenbank)を契約・導入するに至ったので、次年度以後は、雑誌論文を中心に、オーストリア法に関する文献利用の利便性は格段に向上した。今後は、データベースを通じては入手できない文献等資料の充実を図ることとする。また、ドイツ法に比べて研究者が多くないオーストリア法の情報発信を十分に果たせなかったことが反省点である。上記研究条件の向上を踏まえて、オーストリア法情報の発信強化に努める。